○文部科学省告示第二十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を名勝に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣　林　芳正

名称	所在地	地域
煙雲館庭園	宮城県気仙沼市松崎片浜	一八一番一、一九六番二、一九七番、一九八番一、一九八番二、一九九番一、一九九番五、二〇一番
旧広瀬氏庭園	愛媛県新居浜市上原二丁目	七四番一、七五番、七六番、七七番、七八番一、一〇二番三、一〇三番、一〇五番、一〇六番一、一〇七番一、三五一四番、三五一五番、三五一六番一、三八二番一、三八五番、三九〇二番のうち実測六五・九七平方メートル、三九〇四番二、三九〇五番、三九〇九番一、三九〇九番二、三九〇番三、三九一二番五 右の地域に介在する道路敷及び水路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を愛媛県教育委員会及び新居浜市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

○文部科学省告示第二十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成三十年二月十三日

文部科学大臣　林　芳正

名称	所在地	地域
様似山道	北海道様似郡様似町	別図の通り。 備考　別図は省略し北海道教育委員会及び様似町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
猿留山道	北海道幌泉郡えりも町	別図の通り。 備考　別図は省略し北海道教育委員会及びえりも町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。（参考図参照）
幡羅官衙遺跡群 幡羅官衙遺跡 西別府祭祀遺跡	幡羅官衙遺跡 埼玉県深谷市東方字伊丹 同　字風張	二八〇九番三のうち実測八三・五九平方メートル、二八一一番三、二八一二番一、二八一三番一、二八一四番一、二八一五番一、二八一五番三、二八一六番二、二八一七番三のうち実測一〇九・七七平方メートル 二八八二番三のうち実測一一一・四〇平方メートル、二八八三番、二八八六番一、二八八七番一、二八八七番二、二八八八番一、二八八八番三
同　字森吉		二九九一番一、二九九一番二のうち実測四一・八〇平方メートル、二九九二番一、二九九三番一、二九九四番二、二九九五番一、二九九七番、二九九八番二のうち実測一〇一・八三平方メートル、二九九九番一、三〇〇〇番、三〇〇一番一、三〇〇二番、三〇〇三番一、三〇〇四番一
同　字辻		三〇〇一番、三〇〇二番一、三〇〇二番二、三〇〇二番三、三〇〇二番四、三〇〇二番五、三〇〇二六番、三〇〇二七番、三〇〇二九番、三〇〇三番、三〇〇三一番一、三〇〇三一番二、三〇〇三三番、三〇〇三四番、三〇〇三五番、三〇〇三六番、三〇〇三七番、三〇〇三八番、三〇〇四番、三〇〇四一番、三〇〇四二番、三〇〇四三番、三〇〇四四番、三〇〇四五番、三〇〇四六番、三〇〇四七番、三〇〇四八番、三〇〇五番、三〇〇五二番一、三〇〇五二番二、三〇〇五三番、三〇〇五四番、三〇〇五五番、三〇〇五六番、三〇〇五七番、三〇〇五八番一、三〇〇五八番二、三〇〇五九番、三〇〇六番、三〇〇六一番一、三〇〇六一番二のうち実測九三・九二平方メートル、三〇〇六二番一のうち実測七二・一四平方メートル、三〇〇六三番、三〇〇六四番一、三〇〇七八番、三〇〇八三番 右の地域に介在する道路敷、埼玉県深谷市東方字森吉二九九一番二と同字森吉三〇〇一番三に挟まれ同字森吉二九九七番一に東接するまでの道路敷、同字森吉三〇〇〇番と同字辻三〇〇五九番一に挟まれ同字辻三〇〇八三番に挟まれるまでの道路敷、同字森吉三〇〇〇番と同字辻三〇五二番四に挟まれ同字辻三〇三三番に東接するまでの道路敷を含む。
西別府祭祀遺跡 埼玉県熊谷市西別府字西方		一五七五番、一五七七番
同　字根岸		二三二八番一のうち実測一三四一・九三平方メートル 右の地域に介在する道路敷、埼玉県熊谷市西別府字西方一五七五番に西接する道路敷、同字西方一五七七番に東接し同字西方一五七六番に南接する道路敷、同字根岸二三二八番一に北接及び西接する道路敷、同字西方一五七九番一に北接する水路敷を含む。 備考　一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を埼玉県教育委員会、深谷市教育委員会及び熊谷市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。
興道寺廃寺跡 福井県三方郡美浜町興道寺四号観音		一番一、二番、三番、四番、五番、六番、七番一、七番二、九番、一〇番、一一番一、一一番二、一二番、一三番一、一三番二、一四番一、一四番二、一五番一、一五番二、一六番、一七番一、一七番二、一八番一、一九番、二〇番、二一番、二二番一、二二番二、二三番一、二三番二、三一番一、三一番二、三二番、三三番、三四番